

### 特定施設の届出に対する知事の意見について（公告）

新潟県にぎわいのあるまちづくりの推進に関する条例（平成19年新潟県条例第86号）第14条第1項の規定による知事の意見の概要を次のとおり公表する。

令和8年4月14日

新潟県知事 花 角 英 世

1 特定施設の名称、新設にかかる土地の所在地及び設置者

名 称 新潟駅周辺開発

所在地 新潟市中央区花園一丁目185 外51筆

設置者 東日本旅客鉄道株式会社

2 意見の概要

意見を有しない。

3 縦覧場所

新潟県産業労働部地域産業振興課

（新潟市経済部商業振興課、長岡市商工部産業支援課、三条市経済部商工課、新発田市商工振興課、加茂市商工観光課、燕市産業振興部商工振興課、五泉市商工観光課、阿賀野市産業建設部商工観光課、聖籠町産業観光課、田上町産業振興課及び弥彦村産業部観光商工課でも閲覧可能）

4 縦覧期間

令和8年4月14日から令和8年5月14日まで